	F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅵ $F=\frac{j-i}{i\times(-0.061)}$ $\frac{j-i}{i}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅵの符号 ｉ　平成12年度から平成16年度までの各年度末の地方債残高(「平成（ｎ＋１）年度地方財政状況調査表（都道府県分）」の「地方債の状況　その１現在高の状況」の表頭「平成ｎ年度末現在高」(ただし、平成24年度末の地方債残高については「平成24年度地方財政状況調査表（都道府県分）」の「地方債の状況　その１現在高の状況」の表頭「差引現在高」とする。)、表側「合計」欄の数から表側「災害復旧事業債」、「減税補塡債」、「臨時税収補塡債」、「臨時財政対策債」及び「うち減収補塡債」欄の数を合算した数、一般社団法人及び一般財団法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の残高並びに調整債（昭和60年度から昭和63年度までの間に発行されたものを除く。)の残高の合計数を控除した数をいう。以下この表の都道府県の項において同じ。)の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ｊ　平成20年度から平成24年度までの各年度末の地方債残高（ただし、平成23年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表（都道府県分）」の「地方債の状況　その１現在高の状況」の表頭「平成23年度末現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数を、平成24年度については、地方債残高から「平成24年度地方財政状況調査表(都道府県分)」の「地方債の状況　その１現在高の状況」の表頭「差引現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数をそれぞれ控除した数とする。)の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	算式 （0.3×Ａ＋0.2×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.1×Ｅ＋0.1×Ｆ＋0.1）×1.022 0.3×Ａ、0.2×Ｂ、0.1×Ｃ、0.1×Ｄ、0.1×Ｅ及び0.1×Ｆに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(0.3×Ａ＋0.2×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.1×Ｅ＋0.1×Ｆ＋0.1）×1.022に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

	算式の符号 Ａ　次の算式Ｉによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。） 算式Ｉ $A=\frac{(a-b-\alpha)}{b\times(-0.191)}$ $\frac{(a-b-\alpha)}{b}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ｉの符号 ａ　平成21年から平成25年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（平成５年４月２日から平成25年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該新市町村に係る合併関係市町村の職員数の合計数とし、平成５年４月２日から平成25年４月１日までの間に加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合（以下この表において「一部事務組合等」という。)が解散、一部事務組合等を組織する市町村（以下この表において「構成市町村」という。)が一部事務組合等を脱退（地方自治法第286条に基づく構成市町村の数の減を含む。以下この表において同じ。)又は一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。)した場合若しくは広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託又は承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した職員数（２以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。）を合算した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ｂ　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数を合算した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　平成23年度から平成25年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。)を採用した特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第３項に規定する特定被災区域をいう。)内にある特定被災地方公共団体以外の市町村について、当該職員の